



鳥取県公報

令和 7 年 11 月 21 日（金）
第 9 7 4 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（650）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定医療機関の休止の届出（651）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	保安林の指定の解除予定（3 件）（652～654）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 2
	公共測量の実施（2 件）（655・656）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 3
	公共測量の終了（657）（〃）・・・・・・・・・・ 3
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任（658）（会計指導課）・・・・・・・・・・ 4
◇ 教委告示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関（2）（体育保健課）・・・・・・・・・・ 4

告 示

鳥取県告示第650号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和7年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
鈴木歯科医院	米子市加茂町一丁目22	令和7年10月10日

鳥取県告示第651号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和7年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
おくだクリニック	岩美郡岩美町大字大谷2373－3	令和7年10月1日

鳥取県告示第652号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市佐治町尾際字西名馬谷1217の2・1217の3（以上2筆国有林）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第653号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 解除予定に係る保安林の所在場所
西伯郡伯耆町莊字牛切1395の8・1395の9（以上2筆国有林）

- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第654号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
西伯郡伯耆町莊字牛切1394の12、1394の13・1394の14（以上2筆国有林）、1394の17
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第655号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、八頭町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（写真測量）
- 2 作業期間 令和7年11月5日から令和8年3月13日まで
- 3 作業地域 八頭郡八頭町麻生

鳥取県告示第656号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、米子市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和7年11月17日から令和8年1月30日まで
- 3 作業地域 米子市角盤町二丁目

鳥取県告示第657号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（応用測量）
- 2 作業地域 日野郡日南町萩原

3 終了年月日 令和7年10月6日

鳥取県告示第658号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

令和7年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

供託金の返還に係る収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課

課長補佐 喜多條 広勝

3 委任期間

令和7年11月12日から令和8年3月31日まで

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第2号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年11月21日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県高校生冬山登山計画 審査会	実施主体から提出された冬山登山計画の 審査に関する事項	令和7年11月21日から 令和8年3月31日 まで	体育保健課